

令和8年2月3日

自治振興委員会 幹事各位

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会
会長 荒井 恵一

八尾市社会福祉協議会の住民賛助会員会費へのご協力について（お願い）

平素より地域福祉推進のためにご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本会は地域福祉推進の中核的な団体として、身近な地域で人々が支え合える関係づくりの促進や社会的経済的孤立に陥った人への支援、また福祉関係機関との連携協働など日々活動しております。その中でこの住民賛助会員会費は、本会の自主事業遂行のための貴重な財源として活用させていただいております。

つきましては、今年度もご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

（1）納入期日：3月18日（水）まで

（2）ご協力方法：緑色の封筒（各町会の必要数）を準備しております。

各地区の状況に応じてご無理のない範囲でご協力をお願いします。

（3）会費金額：1口100円でご協力をお願いします。

（4）会費納入先：下記のいづれかのご都合のよい方法にてご協力をお願いします。

①3月に地区委員会が開催される地区に関しましては、本会職員が集金にお伺いし、
その場で領収証をお渡しします。

※3月に地区委員会が開催されない地区やご都合が合わない場合は「本会事務局」または
「最寄りの出張所」までご持参ください。

②振込によるご協力。

同封の「払込取扱票」を使用し、「ゆうちょ銀行」より本会事務局までお振り込み
ください。

※従来の領収書に代わり、受領証（窓口の場合）やご利用明細票（ATMの場合）を
お受け取りください。

※お振込み方法の詳細は「別紙」をご覧ください。

2月の各地区委員会にて各委員様にお配りする依頼文では、「（4）会費納入先」の内容を
各地区の実情に合わせた表現に変更しております。

(5) 領収証：出張所に持参される場合は「金銭預り証」をお渡ししますので領収証が手元に届くまで保管してください。領収証受取後は、「金銭預り証」は破棄してください。
なお、領収証の受取が各町会長様でない場合は、会費納入の際に指定先の住所及び、
氏名等を受付者に窓口でお知らせください。
※領収証の記載日は、事務局が会費を受領した日にちとさせていただきます。
※3月19日以降に頂いた場合、領収証の発行が遅れる場合があります。
　　予めご了承ください。

問合先：社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会
所在地：八尾市本町 2-4-10
電話：072-991-1161／FAX：072-924-0974
担当：平石・岡本

振込での納入をご希望の方
のみご覧ください。

別紙

八尾市社会福祉協議会 住民賛助会員会費 「ゆうちょ銀行」からの会費の振込方法について

1. 振込方法について

同封の払込取扱票より、ゆうちょ銀行(窓口 もしくは ATM)から送金をお願いします。
※コンビニエンスストア併設のゆうちょ銀行 ATM からはお振り込みできません。

【払込取扱票および振替払込請求書兼受領証の記入方法について】

太枠内の項目をご記入ください。

(1)「金額」(2ヶ所)に送金額を
記入してください。
※金額が不明な場合は、この資料の裏面
「4.その他 ①」をご覧ください。

(2)「通信欄」に地区名・町会名を 記入してください。【必須】		払込取扱票	振替払込請求書兼受領証
地区名: 地区 町会名: 町会			
(3)「ご依頼人」の欄に振込者の氏名・住所・ 電話番号を記入してください。【必須】			(4)「ご依頼人」の欄に振込者の氏名・町会名 を記入してください。【必須】

2. 手数料について

振込手数料 発生いたしません。

硬貨手数料 硬貨が 101 枚以上になる場合は硬貨手数料が発生いたします。

※硬貨手数料は本会で負担させていただきますが、金融機関の手続き上、当方での
当日精算が行えないため、一度立替え払いをしていただき、領収書を必ず保管して
いただきますようお願いします。

後日、精算手続きをいたしますので、本会までご連絡をお願いします。

(参考:硬貨手数料について)

1 ~ 100 枚 無料

101 ~ 500 枚 550 円

501 ~ 1,000 枚 1,100 円

3. 領収書の発行について

- ・ゆうちょ銀行から振り込みの場合には領収書の発行はございません。
- ・受領証(窓口の場合)、ご利用明細票(ATMの場合)をお控えとして保管くださいます
ようお願いいたします。

4. その他① 送金額がご不明な場合

【送金額不明の状態では、ATMからは送金できません。】

・ゆうちょ銀行窓口に、現金と、金額欄を空白のままの払込取扱票をお渡しください。

ゆうちょ銀行側が金額を確定します。

ゆうちょ銀行窓口で金額が確定したあとの振込みキャンセルはできません。

※硬貨が101枚以上の場合には先述のとおり、硬貨手数料が発生します。

〈再掲〉

硬貨手数料は本会で負担させていただきますが、金融機関の手続き上、当方での
当日精算が行えないため、一度立替え払いをしていただき、領収書を必ず保管して
いただきますようお願いします。

後日、精算手続きをいたしますので、本会までご連絡をお願いします。

その他② 従来通り、社会福祉会館・出張所様へのお持ち込みや、地区委員会での集金

(3月の会議がある地区のみ)でも受付をしておりますので、ご都合に合った
方法でご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

八尾市社会福祉協議会 総務課

担当:平石・岡本

住所:八尾市本町2-4-10 八尾市立社会福祉会館1階

電話:072-991-1161

FAX:072-924-0974

社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

住民賛助会員会費に ご協力をお願いします

社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき各市町村に1か所設置されています。町内会・自治振興委員会、民生委員児童委員、ボランティア・当事者団体、福祉施設などに会員となってもらい、互いに協力・連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。

賛助会費とは・・・

社会福祉協議会の事業や活動に賛同いただき、個人や地域のみなさまに財政的に支えていくたくものが「賛助会員」です。

ご協力いただいた賛助会費は以下の事業等に活用する形で地域に還元されています。



◆高齢者福祉事業



◆地域での交流事業



◆車いすの貸出事業



◆心配ごと相談事業

住民賛助会費は、一口100円でご協力をお願いしています。

強制ではありませんが、ご協力をお願いします。

回覧									

月

日までに

さんにお届けください。



社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会

〒581-0003 八尾市本町二丁目4番10号

電話：072-991-1161／FAX：072-924-0974

【払込取扱票（見本）】